

●視野の認定基準について

これまでの視野障害の基準は、ゴールドマン型視野計に基づいていたが、これに加え自動視野計に基づく基準も創設し、より総合的な評価を行うようにする(図2)。

また、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令」(2004(平成16)年政令第83号)別表及び「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」(2007(平成19)年政令第318号)別表に規定する視覚障害に係る障害の状態及び等級については、国年令別表に規定する障害の状態及び等級に準じたものであるため、上記の改正と同様の改正を行う。

<図2> ゴールドマン型視野計(左)と自動視野計(右)



●認定基準の変更

- ① 求心性視野狭窄^{※1}や輪状暗点^{※2}といった症状による限定をやめ、中心視野消失による視野障害(中心暗点)なども含めて、測定数値が基準を満たす場合は、障害等級を認定するようにする。
- ② ゴールドマン型視野計における周辺視野(I/4)の認定基準について、「両眼における中心10度以内の視野」による評価から、「両眼のI/4視標による周辺視野角度の和」による評価に変更する。
- ③ ゴールドマン型視野計における中心視野(I/2)の認定基準について、「視野角度の大きい方の眼における中心10度以内の視野角度」による評価から、「I/2視標による両眼中心視野角度」による評価に変更する。
- ④ 視力障害のみならず視野障害としても障害の程度に応じた適切な評価ができるよう、視野障害についても1級及び3級の基準を規定する。

※1 視野の周辺部が欠け、中心部だけしか見えなくなる症状。

※2 主に夜盲から始まり視野20~30度の部分が見えなくなる症状。

●併合(加重)認定について

2つ以上の障害がある場合に行う併合(加重)認定に際して用いる併合判定参考表について、眼の障害認定基準の改正を受けた改正を行う(図3)。

<図3> 併合(加重)認定表

		2 級			3 級			障害手当金					
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4
3級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7
障害手当金	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12

※ 縦軸及び横軸が併合判定参考表の該当番号

※ 各欄の数字が併合番号

併合番号	障害の程度
1号	1 級
2号	2 級
3号	
4号	
5号	3 級
6号	
7号	
8号	障害手当金
9号	
10号	
11号	不 該 当
12号	

【改正の趣旨】

障害等級の基準は国年令別表と厚生年金保険法別表第1及び第2に規定されているが、視覚障害に係る障害等級の基準については、2012年から「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」で検討が重ねられ、また、日本眼科学会・日本眼科医会の報告書を受けて身体障害者手帳（視覚障害）の認定基準の見直しが行われてきた。2021年4月・5月に開催された専門家会合では、基準の見直し案の検討が行われた。この検討結果を踏まえ、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令の改正とあわせて、眼の障害に係る障害認定基準及び診断書様式の改正を行う。

【パブリックコメントの募集】

上記改正案について2021年7月16日にパブリックコメントの受付を開始し、同年8月14日に締切った。

◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの特例措置を延期

日本年金機構は2021年7月14日、厚生労働省から同年7月12日付で発出された「年管管発0712第4号」の『「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえた障害年金診断書の取扱いについて」の一部改正について』を受けて、特例措置を延期することを公表した。障害年金診断書の作成可能期間は3カ月間とされているが、緊急事態宣言（2021年1月8日～同年3月21日、同年4月25日～同年8月31日）やまん延防止等重点措置（2021年4月5日～同年8月31日）の対象地域に居住する人や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合を想定して、以下のとおり、障害年金診断書の提出についての特例措置が延期されることとなった。

●提出期限が2021年2月末日である人

2021年10月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

●提出期限が2021年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日、7月末日、8月末、9月末日、または10月末日である人

2021年11月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

※2021年7月31日現在。

◆ 最低賃金を3%引上げ、全国平均930円に

～ 中央最低賃金審議会「第5回 目安に関する小委員会」

厚生労働省は2021年7月16日、「第61回中央最低賃金審議会」を開催した。議事は、「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について」、「2021年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」。

審議会は、同年7月14日に行われた「第5回 目安に関する小委員会」における審議について答申を取りまとめて公表したものとなっている。

【目安に関する小委員会報告】

労働者側委員は、新型コロナウイルス感染症による経済的ダメージが大きいこと、国際的にみても日本の最低賃金は低位にあること、エッセンシャルワーカーの処遇が高くないことなどを理由に、「誰もが時給1,000円」を実現するため、今年度は「800円未達の地域をなくすこと」「Aランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。また、最低賃金の地域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

一方で使用者側委員は、新型コロナウイルスが未だ拡大を続けている状況下では業況の回復は困難で、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直すうえでも大きな負担となっていることを指摘した。さらに、中小企業は価格転嫁が困難であり、以前にも増して、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの見解を示した。今は「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

労使両見解の隔たりは大きかったが、公正・中立的立場を代表する公益委員は経済財政の運営方針等も踏まえ、「2021年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安」を表1のように取りまとめた。

<表1> 2021年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	引上げ金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28円

【2021年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）】

審議会では2021年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申をとりまとめた。答申によると、核都道府県の引上げ額の目安については、小委員会報告のとおりA～Dランクすべてにおいて28円とする（時給にすると、全国平均930円）。28円の引上げ額は1978年度に目安制度を開始して以降で最高額となる。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしたうえで、地域における賃金実態調査や参考人の意見なども踏まえた調査審議のうえ答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなる。

◆ 2021年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.7%

厚生労働省は2021年7月30日、2021年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年5月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.5%増の76.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。
納付対象月数は872万月で、納付月数は669万月。

【2019年5月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.5%増の76.9%であった。納付対象月数は836万月で、納付月数は642万月。

【2020年5月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は74.2%であった。納付対象月数は817万月で、納付月数は606万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.7%となっている。